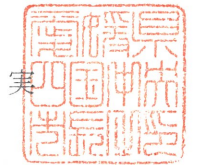


四国中央市可燃ごみ処理施設燃料化処理方式実現可能性調査業務公募型プロポーザルの実施について

四国中央市可燃ごみ処理施設燃料化処理方式実現可能性調査業務に係る受託者の募集及び選定に関し、次のとおり公告する。

令和 4 年 7 月 15 日

四国中央市長 篠原



1 業務の概要

(1) 業務名

四国中央市可燃ごみ処理施設燃料化処理方式実現可能性調査業務

(2) 業務の内容

本業務は、四国中央市において、可燃ごみの処理方法として燃料化方式の採用の可否を検討するための調査を目的とする。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 5 年 3 月 20 日（月）まで

(4) 提案上限額

15,850 千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

2 参加資格

本業務の公募に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 入札参加資格審査申請書（令和 3・4 年度四国中央市建設工事等入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等））を提出している者又は入札参加資格審査申請書を本業務の公募に係る参加表明書の提出期限の前日までに提出する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間において、四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成 16 年四国中央市告示第 35 号）に基づく入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 元請として地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条の規定に基づき一般廃棄物を処理する目的で設置された一部事務組合若しくは広域連合又は法律に基づき地方公共団体が共同出資した法人を含む。）が発注した同種の業務の受注実績を有すること。

注 同種の業務とは、可燃ごみ処理施設（不燃ごみ等の処理施設との複合施設を含む。）整備計画又は構想の策定業務をいう。

3 手続等

(1) 担当部局

四国中央市市民部生活環境課ごみ減量推進係

住 所 〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号

電話番号 0896-28-6015

FAX番号 0896-28-6059

電子メールアドレス seikatsukankyo@city.shikokuchuo.ehime.jp

(2) 実施要領の交付期間、場所及び方法

公告の日から令和4年8月5日（金）までの期間において、市公式ホームページ（<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/>）からダウンロードすること。

(3) 参加表明書の提出

公告の日から令和4年8月5日（金）時まで（四国中央市の休日を定める条例（平成16年四国中央市条例第3号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までに上記(1)の担当部局に持参、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の方法により提出すること。

(4) 企画提案書及び価格提案書の提出

第1次審査の結果を通知した日の翌日から令和4年8月19日（金）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時までに上記(1)の担当部局に持参、書留郵便又は信書便の方法により提出すること。

4 選定委員会

本業務の受託者の選定に当たっては、四国中央市可燃ごみ処理施設燃料化処理方式実現可能性調査業務受託者選定委員会において、優先交渉権者等を選定するものとする。

5 見積書の徴取

優先交渉権者との契約交渉において、契約締結に向けての協議を行い、本業務に係

る見積書を徴取するものとする。優先交渉権者は、見積書の提出に当たり、詳細な費用内訳書を添付しなければならない。

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。
- (2) 質疑応答の窓口は、上記3(1)の担当部局とする。
- (3) プロポーザルに要する費用は、全て提案事業者の負担とする。
- (4) その他詳細については、企画提案実施要領による。